

令和2年6月1日
保健福祉局長決裁
高齢福祉担当局長決裁

令和2年6月30日 一部改正
令和2年12月22日 一部改正
令和3年6月11日 一部改正
令和4年6月1日 一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響に係る 札幌市国民健康保険料減免取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、収入が減少した等の特別な事情のある被保険者について、札幌市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第24条第1項第2号の規定に基づく国民健康保険料の減免に関し、札幌市国民健康保険料減免取扱要綱（以下「減免要綱」という。）によらない取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 主たる生計維持者

国民健康保険の世帯における世帯主とする。ただし、恒常的に世帯主より所得が多いことを理由として申請者より世帯主以外が主たる生計維持者である旨の申し出があったときは、この限りではない。

(2) 事業収入等

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の内、所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に規定する不動産所得、同法第27条第1項に規定する事業所得、同法第28条第1項に規定する給与所得の額及び同法第32条第1項に規定する山林所得に係る各収入金額（所得税法施行令第94条の規定により保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填された金額又は補填されるべき金額等の収入とされる金額がある場合は、その額を含めた額とする。ただし、第3条第1項第2号アにおいては、条例附則第17条の規定による傷病手当金、その他国や都道府県からの給付金等を除いた後の額とする。）をいう。

(3) 見込事業収入等

令和4年1月から令和4年12月までの期間における、事業収入等の額をいう。ただし、令和4年中の申請であって、当該収入が確定していない場合は、申請者より申し出のあった一定期間の事業収入等から推計した額とする。

(4) 総所得金額等

条例第13条第1項に規定する、「基礎控除後の総所得金額等」の基礎控除前の額をいう。ただし、同条第2項の規定を適用せずに算定するものとする。

(減免対象世帯)

第3条 本要綱による減免対象世帯は、以下のいずれかを満たす世帯とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が令和4年4月1日以降に死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年（令和4年1月から令和4年12月。以下「本年」という。）中の主たる生計維持者の見込事業収入等が令和3年（令和3年1月から令和3年12月。以下「前年」という。）中の当該事業収入等の額より減少が見込まれ、次のアからウまでの全てを満たす世帯
 - ア 主たる生計維持者の本年中の見込事業収入等のいずれかの収入金額を前年中の当該事業収入等の額から控除した額が前年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - イ 主たる生計維持者の前年の総所得金額等が1,000万円以下であること
 - ウ アの規定による10分の3以上の減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(申請)

第4条 区長は、納付義務者及びその世帯の世帯員から本要綱による減免申請を受けようとするときは、札幌市国民健康保険事業施行規則（以下「規則」という。）様式25に代えて、別に定める様式により受けることができる。

- 2 区長は、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡したことについて公簿等により確認できる場合に限り、保険料減免に係る申請があったものとみなすことができる。

(挙証書類)

第5条 区長は、申請のあった者から、第3条に該当することが確認できる書類を併せて受理することとし、申請書若しくは挙証書類の内容について補正を行う必要があると認めるとき、又は挙証書類が不足していると認めるときは、当該申請者に対して相当の期間を定めて、書類の補正又は追加提出（以下「補正等」という。）を求めるものとする。ただし、公簿等で確認できるときはこの限りではない。

(標準処理期間)

第6条 本要綱による減免に係る決定及び通知までの標準処理期間は、減免要綱の規定によらず、申請書の提出があった日から90日とする。ただし、申請書等の内容について補正等に要する期間及び書類等の回送に要する期間を標準処理期間から除く。

(減免の決定)

第7条 区長は、当該申請世帯の減免を決定したとき、又は第2項の規定により当該申請を却下するときは規則第35条の規定により、速やかに当該申請世帯の納付義務者に通知しなければならない。

- 2 区長は、下記のいずれかに該当するときは、当該申請を却下することができる。
 - (1) 当該申請世帯が、第3条各号に該当しないとき
 - (2) 第9条から第13条までの規定による減免対象保険料又は減免額が生じないとき
 - (3) 申請者が、申請書又は確認書類等の補正等に応じないとき
 - (4) 申請者が、虚偽の申請をしたとき

3 区長は、前項の規定により申請を却下するときは、規則様式26に代えて、別に定める様式により通知することができる。

(決定の取消又は変更)

第8条 区長は、前条の規定により減免の決定を通知した後において、次の各号に該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請であったことが判明したとき
- (2) 申請時に提出した書類等に事実と異なる内容がある等の理由で第3条各号に該当しなくなるとき、又は減免対象保険料若しくは減免額が生じなくなるとき
- (3) 被保険者の加入期間、加入状況、収入又は所得その他減免前保険料が変更となる理由で、第3条各号に該当しなくなるとき、又は減免対象保険料若しくは減免額が生じなくなるとき
- (4) 別の減免に該当することとなったとき

2 区長は、前条の規定により減免の決定を通知した後において、次の各号に該当するときは、当該決定を変更し、新たに減免額を決定することができる。

- (1) 被保険者の加入期間、加入状況、所得その他減免前保険料が変更となる等の理由で、減免対象保険料又は減免額が変更となるとき
- (2) 減免決定後に第3条第1号に該当することにより減免対象保険料又は減免額が変更となるとき

3 区長は、前項の規定により新たに減免額を決定したときは、国民健康保険料納付通知書兼特別徴収（決定・停止・変更）通知書（規則様式17）により速やかに当該決定の通知を行った納付義務者に通知しなければならない。また、第1項第1号から3号までの規定により決定した減免額を取り消し、又は前項の規定により新たに減免額を決定したときは、国民健康保険料減免決定取消（変更）通知書（減免要綱様式2）により併せて通知しなければならない。

(減免対象保険料)

第9条 減免の対象となる保険料は、令和4年度の加入期間に係る保険料のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日。以下同じ。）が設定されている保険料（令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する保険料を含む。）を減免対象保険料とし、条例第9条の2に規定する基礎賦課額（以下「医療分保険料」という。）、後期高齢者支援金等賦課額（以下「支援金分保険料」という。）及び介護納付金賦課額（以下「介護分保険料」という。）に係る減免対象保険料の按分は次の各号のとおりとする。

- (1) 医療分保険料
減免対象保険料から次号及び第3号の額を控除した額
- (2) 支援金分保険料
減免対象保険料に当該世帯に賦課している支援金分保険料（10円未満の額を切り捨てた後の額を指す。）を乗じて、当該世帯に賦課している合計保険料額で除して得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
- (3) 介護分保険料
減免対象保険料に当該世帯に賦課している介護分保険料（10円未満の額を切り捨てた後の額を指す。）を乗じて、当該世帯に賦課している合計保険料額で除し

- て得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
- 2 前項の按分は、賦課対象年度ごとに行うものとする。
 - 3 （削除）
 - 4 区長は、徴収済みの保険料について、徴収前に納付義務者が申請出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合は、当該徴収済みの保険料についても減免対象保険料として取り扱うことができる。

（減免額）

第10条 減免額は、次のとおりとする。なお各号いずれにも該当する場合は、第1号の額とする。

- (1) 第3条第1号に該当する世帯
第9条の規定による医療分保険料、支援金分保険料及び介護分保険料に係る減免対象保険料の額の全部とする。
- (2) 第3条第2号に該当する世帯
次条により算定した額とする。

第11条 前条第2号による減免額は、次に掲げる第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額とする。なお、このとき10円未満の端数が生じる場合は、10円未満の額を切り上げるものとする。

- (1) 第3条第2号アの取り扱いによる主たる生計維持者の10分の3以上減少が見込まれる見込事業収入等に係る前年の所得額（2つ以上ある場合はその合算額。）を主たる生計維持者及び世帯内の被保険者全員につき算定した前年の総所得金額等で除して得た額に第9条の規定による医療分保険料、支援金分保険料及び介護分保険料に係る減免対象保険料の額を乗じて得た額。なお、1円未満の端数が生じる場合は、1円未満の額を切り上げるものとする。
- (2) 主たる生計維持者の前年の総所得金額等に応じて次表に掲げる割合。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による事業等の廃止や失業の場合には、次表に関わらず減免の割合は全部とする。

主たる生計維持者の 前年の総所得金額等	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

（特例対象被保険者の取扱）

第12条 区長は、主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者（以下「非自発的失業者」という。）に該当する世帯から申請を受けるときは、条例第10条の2の規定による届け出をさせたいうえで、前条第1号中「見込事業収入等に係る前年の所得額」の算定においては、主たる生計維持者の給与収入を含めずに取り扱うものとし、前条第2号の減免の割合を判定するときの「前年の総所得金額等」の判定においては、条例第19条の2の軽減を適用する前の総所得金額等を用いて判定するものとする。

- 2 非自発的失業者に該当する被保険者が属する世帯において、前条第1号中「主たる生計維持者及び世帯内の被保険者全員につき算定した前年の総所得金額等」は、条例第19条の2の軽減を適用した後の所得を用いて算定すること。

(他の減免との競合)

第13条 この要綱による減免の申請時点において、既に他の減免が決定されているときは、申請世帯に有利になる場合に限り、既に決定されている減免額を上回る額を、既に決定されている減免に加えて、この要綱による減免を決定するものとする。

- 2 この要綱による減免を決定後に、他の事由での減免申請があったときは、申請世帯に有利になる場合に限り、この要綱による減免額を上回る額を、この要綱による減免に加えて減免の決定をするものとする。

(委 任)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、別に保険医療部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

(令和2年度相当分の保険料に係る取扱い)

- 2 第9条に規定する減免対象保険料を令和2年度相当分の保険料とした場合の減免額の算定等にあたっては、第3条の規定中「令和3年（令和3年1月から令和3年12月。以下「本年」という。）」とあるのは「令和2年（令和2年1月から令和2年12月。以下「本年」という。）」と、「令和2年（令和2年1月から令和2年12月。以下「前年」という。）」とあるのは「令和元年（平成31年1月から令和元年12月。以下「前年」という。）」と読み替えるものとする。

(令和3年3月31日以前納期限の保険料に係る経過措置)

- 3 改正後の要綱の規定は、令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている保険料に適用し、令和3年3月31日以前に普通徴収の納期限が設定されている保険料は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(令和3年度相当分の保険料に係る取扱い)

- 2 第9条に規定する減免対象保険料を令和3年度相当分の保険料とした場合の減免額の算定等にあたっては、第3条の規定中「令和4年(令和4年1月から令和4年12月。以下「本年」という。)」とあるのは「令和3年(令和3年1月から令和3年12月。以下「本年」という。)」と、「令和3年(令和3年1月から令和3年12月。以下「前年」という。)」とあるのは「令和2年(令和2年1月から令和2年12月。以下「前年」という。)」と読み替えるものとする。

(令和4年3月31日以前納期限の保険料に係る経過措置)

- 3 改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が設定されている保険料に適用し、令和4年3月31日以前に普通徴収の納期限が設定されている保険料は、なお従前の例による。